平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6										<u>府</u> 省	省	庁	名	玉	土	<u>交 通</u>
対象税目		個	人住民税	法人住民	民税	住民税(利	子割)	事業税	不重	协産取得税	. 固定	資産税	事	業所税	その他	()
要望 項目名		緑	緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の適用														
要望(概		に別・お人縁	都市緑地注 譲渡したは 空除制度で 特例措置の 今般の、低が 等、又は、 地法第68	去(昭和48: 場合の個人 を措置な 内内ので 対国会である 対国会まま営利 条第1項に	年法律 住民科 ・ 立り動活 こよる	置を必要とす 算 72 号) 第 点・法人住員 一本都市の低炭 十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第17条 民税・事 炭素化の 大た、 大た、 大た、 大た、 大た、 大に で は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は	第3項の共享業税について 可収進に関いて 可付長は、 関機構とし 税特別措施	するがは、	、課税標準 法律(平成 の保全及び 定すること 34 条及び	となる ,24 年 が緑化の ができ 第 65 9	土地等(法律第 8)推進を そること その 3 に	に係る 4号。 20 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	譲渡所 以下「但 ことを目 ちた続地	得の 2,00 低炭素法」。 間的とする 機地管理機構	0 万F とい 般 は、特 に に 特	円の特 。)に は団ホ市 引緑地
関係	条文	第れっし	53 条、第 ている。 なお、本 ⁴ て新たに ⁴ ・地方税》	572条の4 寺例措置は 寺定緑地管	9の7 :、特別 理機構 第53	ンた場合の所 ・8 により 川緑地保全 場が加わるも 3 条、第 72 69 条	、個人d 也区内の ものでも	住民税・治 の土地の所 5り、減収	去人住 所有者 な額は・	民税・事業の申し出に	注税に 対して 計置法第	Sいても で買取り 第34条、	これ/ を行う 第65	こ連動) うことか 5条の3	とみなす 可能とな	旨が	規定さ
減 見返	収 <u>∑額</u>	(:	初年度)	_		(-)	(픽	平年度)		_	(-)		(単位:	百万円)		
要望	理由	ア・		自動車など 対策となる		来して多くの)保全及び終											
		先般の東日本大震災を契機としてエネルギー需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が 益々高まる中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することは非常に重要な課題 となっている。															
		で	あり、都で	市の低炭素	化を進	トなど身近な 生める上で重 を届かないこ	重要な	と割を有し	人、地	域において	保全す	べき公	共性(
		地	方公共団体	本に加え、	都道府	生にかんがる 守県指定に。 譲渡に係る値	よる緑は	也管理機構	制度	が整備され	い、特別	l緑地保	全地区				- •
		今般、低炭素法において、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の更なる多様化を図る観点から、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長の指定による特定緑地管理機構制度が創設されることに伴い、特定緑地管理機構においても、緑地管理機構と同様に、特別緑地保全地区内の土地について、特定緑地管理機構に対する譲渡に係る個人・法人の課税の負担を軽減する必要がある。 なお、現行の制度においては、特別緑地保全地区の買取りは、原則として地方公共団体が行い、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることとされている。これまで、緑地管理機構による土地の買取実績は無いものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫状況や、特定緑地管理機構の指定の促進により、地方公共団体以外による土地の買取り事例が増加するものと考えられる。							機構に 固人・ 場合に 地方								
本要 対応 縮源	する									ı							
										ページ				6–1			

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	京都議定書目標達成計画(H20 閣議決定(改訂))、ヒートアイランド対策大綱(H16 関係省庁連絡会議)等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案(平成 22 年 3 月 12 日閣議決定)においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされているところである。 ・政策目標 3 地球環境の保全 ・施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
合理性	政策の 達成目標	二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化 を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中 の達成目標	都市緑化等による温室効果ガス吸収量 107 万トン—CO2/年(平成 28 年度) ※社会資本整備重点計画
	政策目標の 達成状況	地球温暖化防止に関しては、都市緑化等については、森林と並ぶ吸収源対策として気候変動枠 組み条約事務局にその結果を毎年報告しており、2010年分については、約105トン―C02/年の 吸収量が確認されているところである。
有効性	要望の措置の 適用見込み	平成24年:0件/年、平年度:3件/年(個人2件、法人1件) ※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。 ※特定緑地管理機構の指定は、市町村による低炭素まちづくり計画策定後となるため、適用は 平成25年度以降と想定。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例は、特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による地方公共団体及び緑地管理機構に、特定緑地管理機構が加わることで、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、官民連携のもとで従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	当該要望項目と連動:所得税・法人税
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	・吸収源対策公園緑地事業・緑地保全等事業・市民緑地等整備事業※社会資本整備総合交付金 1, 439, 530 百万円の内数
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算上の措置については、公園、緑地、公共公益施設の緑化及び保全を推進する地方公共団体への交付金に位置づけられる予算である。 一方で、本特例は、特別緑地保全地区内の緑地の所有者に税制上のインセンティブを与え、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う多様な主体への譲渡を促進するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の 指定及びその買取り・管理は重要な位置づけにあり、現行における地方公共団体及び緑地管理 機構と同様に、特定緑地管理機構においても租税特別措置が講じられることで、地方公共団体 としての緑地保全の取り組みに加え、NPO等市民団体によるきめ細やかな緑地保全が期待さ れるものである。 現行の制度においては、特別緑地保全地区の買取りは、原則として地方公共団体が行い、希 望があった場合に緑地管理機構が買い取ることとされているため、緑地管理機構による土地の 買取実績は無いものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫状況や、特定緑地管理機構の指定 の促進により、地方公共団体以外による土地の買取りの必要性が高まっていくものと考えられ る。
	ページ	ବ୍ତ 6−2

税負担軽減措置等の 適用実績 税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	・緑地管理機構による買取り実績 O件(平成 22 年度末時点) (緑地管理機構に指定されている団体: 5 団体) ・地方公共団体による買取り実績 84 件/年 (平成 18 年度~平成 22 年度の過去 5 年の総計の平均件数) ※適用個人と適用法人の総計。 特別緑地保全地区内の土地所有者に対して、特定緑地管理機構等の緑地の保全・緑化の推進 に関する施策を行う主体への譲渡を促し、従来以上にきめ細かい緑地の保全が行われることを 通じて、緑地の荒廃・喪失を抑制し、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全、ひいて は都市の低炭素化を促進する。
前回要望時の 達成目標	日本有所 107 仏 次系 1-2 花 107
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	なし。
これまでの要望経緯	なし。
ページ	6–3